医療局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する

審査基準及び処分基準の一部改正について

１　趣旨

横浜市では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２に基づく事業の登録に係る審査基準及び処分基準を定めています。

このたび、登録基準を定めている建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）（以下「省令」とする。）が改正されたことから、審査基準及び処分基準の一部改正を行いました。

２　改正内容

　　建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準について、事業を営む者が有すべき機械器具に関する基準に係る省令の規定を、改正後の内容に修正しました。

３　意見公募手続き

法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

４　施行日

　　令和５年10月１日